

信州大学繊維学部放射線障害予防規程

(平成16年4月1日信州大学規程第110号)

改正 平成17年3月31日平成16年度規程第93号 平成18年3月30日平成17年度規程第93号
平成22年9月10日平成22年度規程第34号

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
 - 第2章 組織及び職務(第3条 - 第11条)
 - 第3章 放射線業務従事者の登録等(第12条・第13条)
 - 第4章 管理区域(第14条)
 - 第5章 維持及び管理(第15条・第16条)
 - 第6章 使用, 受入れ又は払出し, 保管, 運搬及び廃棄(第17条 - 第22条)
 - 第7章 測定(第23条・第24条)
 - 第8章 教育及び訓練(第25条)
 - 第9章 健康診断(第26条・第27条)
 - 第10章 記帳及び保存(第28条)
 - 第11章 危険時の措置(第29条 - 第32条)
 - 第12章 報告(第33条・第34条)
 - 第13章 雑則(第35条 - 第37条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号。以下「法」という。)、電離放射線障害防止規則(昭和47年労働省令第41号)及び信州大学放射線障害予防規程(平成16年信州大学規程第96号)の規定に基づき、信州大学繊維学部(信州大学ヒト環境科学研究支援センター生命科学分野遺伝子実験部門(以下「遺伝子実験部門」という。)を含む。以下「事業所」という。)における放射性同位元素, 放射性同位元素によって汚染された物及び放射線発生装置(以下「放射性同位元素等」という。)の取扱い及び管理に関する事項を定め、放射線障害の発生を防止し、あわせて公共の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 放射性同位元素 法第2条第2項に規定する放射性同位元素をいう。
- (2) 放射線発生装置 法第2条第4項に規定する放射線発生装置をいう。
- (3) 放射線 法第2条第1項に規定する放射線をいう。
- (4) 放射線施設 法第3条第2項に規定する使用施設, 貯蔵施設及び廃棄施設又は放射性同位元素等を使用する場所で、事業所における遺伝子実験部門をいう。
- (5) 管理区域 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(昭和35年総理府令第56号。以下「施行規則」という。)第1条に規定する管理区域をいう。

第2章 組織及び職務

(組織)

第3条 事業所における放射線施設に係る放射線障害の発生の防止及び安全の確保に関する組織は、別表第1に掲げるとおりとする。

(学部長の責務)

第4条 事業所の長(以下「学部長」という。)は、事業所における放射線障害の発生の防止及び安全の確保に関し統括するとともに、放射線施設を管理する。

- 2 学部長は、法及びこの規程に定める事項の実施にあたり、事業所の放射線施設に関する使用細則等を定め、放射線障害の発生の防止及び安全の確保に万全を期さなければならない。
- 3 学部長は、第8条に規定する放射線取扱主任者が法及びこの規程に基づき行う意見具申を尊重しなければならない。
- 4 学部長は、第7条に規定する放射線障害予防委員会がこの規程に基づき行う答申又は意見具申を尊重しなければならない。

(遺伝子実験部門長の職務)

第5条 遺伝子実験部門長は、遺伝子実験部門における放射線障害の発生の防止及び安全の確保並びに遺伝子実験部門の管理について、学部長を補佐する。

(放射線安全管理者)

第6条 学部長は、放射線施設における安全を確保し、適正なる管理運営を行わせるため、放射線安全管理者を置く。

- 2 放射線安全管理者は、事業所教授のうちから学部長が選任する。

(放射線障害予防委員会)

- 第7条 事業所に、放射線障害予防委員会(以下「予防委員会」という。)を置く。
- 2 予防委員会は、国立大学法人信州大学放射線安全管理等委員会(以下「放射線安全管理等委員会」という。)の議により学長が定める基本方針に基づき、事業所における放射線障害の発生の防止について企画及び審議する。
- 3 予防委員会の組織及び運営については、学部長が別に定める。
(放射線取扱主任者)
- 第8条 放射線障害の発生の防止について監督を行わせるため、事業所に放射線取扱主任者(以下「主任者」という。)を置く。
- 2 主任者が旅行、病気その他の事故により職務を行うことができないときは、その期間中職務を代行させるため、主任者の代理者(以下「代理者」という。)を置かなければならない。
(主任者の選任)
- 第9条 主任者及び代理者は、法第34条第1項の規定に基づく第1種放射線取扱主任者免状を有する事業所職員のうちから学部長が選任する。
- 2 学部長は、主任者及び代理者を選任又は解任したときは、速やかに学長に報告しなければならない。
(主任者の職務)
- 第10条 主任者(代理者を含む。以下同じ。)は、事業所における放射線障害の発生の防止に係る監督に関し、次の各号に掲げる職務を行う。
- (1) 放射線障害予防規程の制定及び改廃への参画
(2) 放射線障害防止上重要な計画作成への参画
(3) 放射線業務従事者に対する教育及び訓練の立案への参画
(4) 法令に基づく申請、届出及び報告の審査
(5) 立入検査等の立会い
(6) 異常及び事故の原因調査への参画
(7) 学部長に対する意見の具申
(8) 放射線施設の定期点検及び使用状況等に係る帳簿及び書類等の監査
(9) 関係者への助言、勧告及び指示
(10) 放射線安全管理等委員会の開催要求
(11) 事業所の予防委員会の開催要求
(12) その他放射線障害防止に関する必要事項
(主任者の定期講習等)
- 第10条の2 学部長は主任者に法第36条の2に規定する文部科学大臣の登録を受けた者が行う主任者の資質向上を図るための講習(以下「定期講習」という。)を受けさせなければならない。
- 2 定期講習は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間ごとに受けさせるものとする。
- (1) 主任者であって、主任者に選任された後、定期講習を受けていない者(主任者に選任される前1年以内に定期講習を受けた者を除く。) 主任者に選任された日から1年以内
(2) 主任者(前号に掲げる者を除く。) 前回の定期講習を受けた日から3年以内
- 3 学部長は、法第36条の3の規定により、文部科学大臣から受けさせるように指示があった場合には、その定める期間内に、主任者に文部科学大臣が行う研修を受けさせなければならない。
(放射線健康管理者)
- 第11条 管理区域へ立ち入る者に対する放射線障害防止上の健康管理を行うため、放射線健康管理者を置き、国立大学法人信州大学安全衛生管理規程(平成16年国立大学法人信州大学規程第57号。以下「管理規程」という。)第8条第1項に規定する産業医をもって充てる。
- 2 放射線健康管理者は、管理規程第7条に規定する衛生管理者(以下「衛生管理者」という。)と密接な連絡の下に放射線障害防止上の健康管理を行う。
第3章 放射線業務従事者の登録等
(放射線業務従事者の登録)
- 第12条 放射線業務に従事しようとする者(以下「放射線業務従事者」という。)は、第26条に規定する教育及び訓練を受け、かつ、第26条第1項に規定する健康診断を受けた後、所定の様式により学部長に登録の申請をしなければならない。
- 2 学部長は、前項の申請があったときは、放射線業務従事者として登録するものとする。この場合において、主任者の同意を得るものとする。
- 3 前項の規定による放射線業務従事者の登録の有効期限は、登録した年度限りとし、更新することができるものとする。
(遵守事項)
- 第13条 放射線業務従事者は、法令等を遵守するとともに、主任者が放射線障害の防止のために行う指示に従わなければならない。
- 2 放射線業務従事者以外の者は、放射線業務に従事し、又は放射線施設若しくは管理区域に立ち入ってはならない。ただし、見学等の目的で主任者の許可を得て

一時的に立ち入る者(以下「一時立入者」という。)は、この限りでない。

第4章 管理区域

(管理区域)

第14条 学部長は、放射線障害の発生するおそれのある場所を管理区域に指定するものとする。

2 管理区域の指定は、次の各号に掲げる場所のうちいずれか一に該当する場所とする。

- (1) 外部放射線に係る線量が、実効線量で3月間につき1.3ミリシーベルトを超えるおそれのある場所
- (2) 3月間についての空気中の放射性同位元素の平均濃度が、空气中濃度限度の10分の1を超えるおそれのある場所
- (3) 放射性同位元素によって汚染される物の表面の放射性同位元素の密度が、表面密度限度の10分の1を超えるおそれのある場所

3 学部長は、管理区域の境界には柵又は扉等を設け、かつ、その入口その他必要な箇所に標識及び表示を付けなければならない。

4 主任者は、管理区域内の見やすい場所に放射線測定器の装着に関する注意事項、放射性物質の取扱上の注意事項、事故が発生した場合の応急の措置等放射線による健康障害の防止に必要な事項の表示をしなければならない。

5 管理区域に立ち入ろうとする者は、主任者の許可を得なければならない。

第5章 維持及び管理

(放射線施設の維持及び管理)

第15条 学部長は、放射線施設の位置、構造及び設備を、施行規則第14条の7(使用施設の基準)、第14条の9(貯蔵施設の基準)及び第14条の11(廃棄施設の基準)に規定する技術上の基準に適合するように保たなければならない。

(放射線施設の点検)

第16条 学部長は、6月を超えない期間ごとに、定期に放射線施設の点検を行わなければならない。

2 前項の点検は、次の各号に掲げる事項について行うものとし、第1号に規定する事項については別表第2に掲げる点検要領に従って実施するものとする。

- (1) 放射線施設の基準適合及び維持に関する事項
- (2) 使用、保管及び廃棄等の基準適合に関する事項
- (3) 放射線障害の発生するおそれのある場所についての放射線の量及び放射性同位元素による汚染状況の測定の記録並びに保存に関する事項
- (4) 放射線施設に立ち入った者に係る被ばく線量及び放射性同位元素による汚染状況の測定の記録並びに同記録の保存及び通知に関する事項
- (5) 記帳義務の履行に関する事項
- (6) その他放射線障害の防止に関する事項

3 学部長は、第1項に規定する点検の結果、必要な場合は適切な措置を講じるとともに、点検結果及び講じた措置を記帳し、当該施設に5年間保管しなければならない。

4 学部長は、前項の調査の結果、その異常が使用に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、学長に報告しなければならない。

第6章 使用、受入れ又は払出し、保管、運搬及び廃棄

(放射性同位元素等の使用)

第17条 放射性同位元素を購入し、又は譲り受けようとする者は、主任者に申し出て、その指示を受けなければならない。

2 放射性同位元素等を取り扱う場合は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 主任者の指示に従い、放射線障害の発生をできるだけ少なくするように作業すること。
- (2) 経験の少ない者は、単独で作業しないこと。
- (3) 放射線施設は、常に整理整頓し、不用の器具類を持ち込まないこと。
- (4) 放射線施設で作業する者は、ガラスバッチ、ポケット線量計等の放射線測定器を使用すること。ただし、放射線測定器による測定が著しく困難な場合は、計算によって算出すること。
- (5) 放射線施設で作業する者は、その作業に関係のない者を近づかせないこと。
- (6) 放射性同位元素を摂取するおそれのある場所で飲食、喫煙、化粧等放射性同位元素が体内に入るおそれのある行為をしないこと。
- (7) 放射性同位元素を持ち込み又は他の使用施設に移動して使用する場合は、あらかじめ、主任者に申し出てその指示を受けること。
- (8) 作業が継続中にその場所を離れる場合は、所要の事故発生の防止措置を講ずるとともに主任者に申し出てその指示を受けること。

(密封されていない放射性同位元素の使用)

第18条 密封されていない放射性同位元素を使用する場合は、次の各号に掲げる事

項を遵守するものとする。

- (1) 使用目的に応じて、放射線障害の発生するおそれの最も少ない使用方法を採用すること。
- (2) 作業台にはポリエチレン紙等可燃性、かつ、不浸透性のシートで適当な表面被覆を行うこと。
- (3) 作業台等は随時清掃すること。
- (4) 作業を行うとき又は作業が終了したときは、所定の場所で、所定の作業衣、ゴム手袋類及び履物等を着脱すること。
- (5) 作業中は、随時、手及び作業衣等の汚染の有無を検査し、汚染を発見したときは、直ちに除去又は脱衣等の処置を採ること。
- (6) 放射性同位元素を含む液に、ピペット又はこれに類似の器具を用いる場合は、口で吸わないこと。
- (7) 放射性同位元素を空气中に飛散させないこと。やむを得ず飛散するおそれのある作業を行う場合には、グローブ・ボックス、フード等を使用し、作業室内の空气中の放射性同位元素の濃度が、空气中濃度限度を超えないようにすること。
- (8) 作業を行う場合は、遮へい壁その他の遮へい物を使用することにより、作業室内の人が常時立ち入る場所の実効線量が1週間につき1ミリシーベルトを超えないようにすること。
- (9) 使用機器、作業台及び床等を汚染した場合は、適当な処置を施して除去すること。除去することが困難な場合は、主任者に申し出てその指示を受けること。
- (10) 身体の表面が汚染された場合は、ソープレス・ソープ、洗浄剤及び微温湯等を用いて除去すること。除去することが困難な場合は、主任者に申し出てその指示を受けること。
- (11) 作業器具器材を汚染した場合は、洗浄及び拭きとり等の処置を施して除去すること。除去することが困難な場合は、主任者に申し出てその指示を受けること。
- (12) 清掃、汚染の除去等で汚染した物は、全て放射性廃棄物とし、第22条第1項第1号及び第2号に定めるところにより処理すること。
- (13) 放射性同位元素を投与した動物は、所定の飼育箱等により飼育し、逃亡することのないよう注意すること。呼気又は塵埃等により空気を汚染するおそれのあるときは、第7号の規定に従うこと。
- (14) 液体状の放射性同位元素を多量にこぼしたとき又はその他放射線障害を受けるおそれのある不測の事故が発生したときは、直ちに主任者に通報し、その指示に従い所要の措置を講ずること。
- (15) 放射性同位元素が人体に入った場合又は入ったおそれがある場合は、直ちに主任者に申し出てその指示を受けること。
- (16) 作業が終了したときは、使用機器、作業台及び床等の汚染の有無を検査し、汚染の無いことを確認した後、作業室から退出すること。
- (17) 使用施設から退出するときは、所定の場所で、身体各部、衣服、履物等の汚染の有無を検査し、かつ、汚染を除去すること。
- (18) 管理区域からは、できるだけ物品を持ち出さないこと。やむを得ず持ち出す場合、所定の場所で汚染の有無を検査し、表面密度限度の10分の1以下であることを確認すること。

(密封された放射性同位元素の使用)

第19条 密封された放射性同位元素を使用する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 照射中は、照射室の出入口に「照射中」の表示を掲げること。
- (2) 主任者は、照射中及び非照射時における照射室周辺の1センチメートル線量当量率を測定し、その分布状況を明らかにすること。特に異常漏えいについて注意すること。
- (3) 照射室には、実効線量限度及び等価線量限度を超えて被ばくすることのないように、長時間にわたりとどまらないこと。
- (4) 開封若しくは破壊のおそれのないことを常に確かめること。
- (5) 小線源は、紛失しやすいので、その所在を常に確かめること。また、使用の都度、線源の異常の有無を放射線測定器で確認すること。
- (6) 管理区域内の人が常時立ち入る場所での実効線量が1週間につき1ミリシーベルトを超えないように遮へい壁その他の遮へい物を設けること。

(放射性同位元素の受入れ又は払出し)

第19条の2 放射性同位元素の受入れ又は払出しを行おうとする者は、主任者の指示に従って、次の各号に掲げる事項を記録しなければならない。

- (1) 放射性同位元素の購入
- (2) 他事業所からの放射性同位元素の譲受け
- (3) 他事業所への放射性同位元素の譲渡し

- (4) 不要となった密封された放射性同位元素の事業所外への払出し
(放射性同位元素の保管)

第20条 放射性同位元素を保管する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 密閉した容器に入れ、亀裂及び破損等の場合に対応し受け皿を用いる等汚染が生じないような措置を講じ、所定の貯蔵施設に保管すること。この場合、貯蔵施設には必ず施錠すること。
- (2) 前号の容器には、放射性同位元素の種類及び数量を明示すること。
- (3) 作業が終了したときは、貯蔵施設に保管すること。
- (4) 放射性同位元素を貯蔵施設から持ち出すときは、主任者の許可を得て、所定の用紙に所要事項を記入すること。

(放射性同位元素等の運搬)

第21条 放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物を事業所内において運搬する場合(放射線施設内で運搬する場合、その他運搬する時間が極めて短く、かつ、放射線障害のおそれのない場合を除く。)は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。ただし、第1号から第3号まで及び第7号から第10号までの規定は、管理区域内において行う運搬については適用しないものとする。

- (1) 容器に封入すること。ただし、放射性同位元素によって汚染された物であって所定の放射線障害防止のための措置を講じたものは、この限りでない。
- (2) 前号の容器は、外接する直方体の各辺が10センチメートル以上であり、容易に、かつ、安全に取り扱うことができ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により亀裂及び破損等の生ずるおそれのないものとする。
- (3) 放射性同位元素を封入した容器及び放射性同位元素によって汚染された物であって容器に封入することを要しないもの(以下「運搬物」という。)並びにこれを積載し又は収納した車両(以下「車両等」という。)に係る1センチメートル線量当量率が、表面で1時間につき2ミリシーベルトを、表面から1メートル離れた位置で1時間につき100マイクロシーベルトを、それぞれ超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度の10分の1を超えないようにすること。
- (4) 前2号に定める措置を講ずることが困難であると認められる場合は、主任者に申し出てその指示を受けること。
- (5) 運搬物の車両等への積載は、運搬中において移動、転倒及び転落等により安全性が損われないように行うこと。
- (6) 同一の車両等に運搬物と他の危険物を混載しないこと。
- (7) 運搬物の運搬経路においては標識の設置及び見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用される車両等以外の車両の立入りを制限すること。
- (8) 車両等により運搬物を運搬する場合は、徐行運転すること。
- (9) 放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者が同行し、放射線障害防止のために必要な監督を行うこと。
- (10) 運搬物及び車両等の適当な箇所に所定の標識を取り付けること。

2 事業所外において放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物を運搬しようとするときは、学部長及び主任者の承認を受けるとともに、関係法令に定める基準に適合する措置を講じなければならない。

(放射性同位元素等の廃棄)

第22条 密封されていない放射性同位元素等を取り扱う場合は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。ただし、社団法人日本アイソトープ協会(以下「協会」という。)が引き取らない放射性廃棄物は、事業所の定めるところにより処理するものとする。

- (1) 固体廃棄物は、可燃物、難燃物、不燃物及び非圧縮性特殊不燃物に区分してポリエチレンの袋に密閉し、所定の容器に収納して保管廃棄すること。
- (2) 液体廃棄物は、無機液体及び有機液体に区分し、所定の容器に収納して保管廃棄すること。また、排水設備によって廃棄する場合には、主任者の指示を受けること。
- (3) 動物性廃棄物(動物の死体、その部分及び排せつ物)は、腐敗のおそれのない状態まで乾燥し、所定の容器に収納して保管廃棄すること。また、乾燥処理前の動物性廃棄物は凍結しておくこと。
- (4) 気体状の廃棄物は、できるだけ固体又は液体にし、第1号又は第2号により処理すること。固体又は液体とすることが困難な場合には、主任者の指示を受けること。

2 前項各号に掲げる放射性廃棄物を収納した容器は、協会に廃棄を依頼すること

3 密封された放射性同位元素を廃棄する必要が生じた場合は、廃棄業者等に引き渡すこと。

第7章 測定

(場所の測定)

第23条 学部長は、主任者の監督のもとに、放射線障害の発生するおそれのある場所について、放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況を測定して、その結果を評価、記録し、これを5年間保存しなければならない。

- 2 前項の測定結果は見やすい場所に掲示し、管理区域に立ち入る者に周知しなければならない。
- 3 放射線の量の測定は、1センチメートル線量当量率又は1センチメートル線量当量について行うこと。ただし、70マイクロメートル線量当量率が1センチメートル線量当量率の10倍を超えるおそれがある場所又は70マイクロメートル線量当量が1センチメートル線量当量の10倍を超えるおそれのある場所においては、それぞれ70マイクロメートル線量当量率又は70マイクロメートル線量当量について行うこと。
- 4 第1項の測定は、作業を開始する前に1回及び作業を開始した後には、次の各号に掲げるとおり、別表第3に掲げる測定要領に従って実施する。
 - (1) 密封されていない放射性同位元素を取り扱う場合には、1月を超えない期間ごとに1回測定すること。ただし、排気設備の排気口及び排水設備の排水口における放射性同位元素による汚染の状況の測定は、排気し又は排水する都度行うこと。
 - (2) 密封された放射性同位元素又は放射線発生装置を固定して取り扱う場合には、6月を超えない期間ごとに1回測定すること。ただし、移動して使用する場合、あるいは遮へい物の位置及び取扱方法が一定していない場合は、1月を超えない期間ごとに1回測定すること。

(個人被ばく線量の測定、測定結果の記録)

第24条 学部長は、放射線障害の発生するおそれのある場所に立ち入る者に対して適切な放射線測定器を使用させ、次の各号に従い個人被ばく線量を測定しなければならない。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難な場合は、計算によってこれらの値を算出することとする。

- (1) 外部被ばくによる線量の測定は、胸部(女子にあっては腹部)については1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量(中性子線については1センチメートル線量当量)で行うこと。皮膚については70マイクロメートル線量当量、眼の水晶体については1センチメートル線量当量又は70マイクロメートル線量当量のうち適切な方について行うこと。また、妊娠中である女子の腹部表面については1センチメートル線量当量で行うこと。
 - (2) 前号のほか頭部及びけい部からなる部分、胸部及び上腕部からなる部分並びに腹部及び大たい部からなる部分のうち、外部被ばくが最大となるおそれのある部分が、胸部及び上腕部からなる部分(女子にあっては腹部及び大たい部からなる部分)以外の部分である場合は、当該部分についても行うこと。
 - (3) 人体部位のうち、外部被ばくが最大となるおそれのある部位が、頭部、けい部、胸部、上腕部、腹部及び大たい部以外である場合は、前2号のほか、当該部位についても70マイクロメートル線量当量を測定すること。ただし、中性子線については、この限りでない。
 - (4) 測定は、放射線障害の発生するおそれのある場所に立ち入る者について、その場所に立ち入っている間継続して行うこと。ただし、一時立入者として主任者が認めた者については、外部被ばくが実効線量について100マイクロシーベルトを超えるおそれのあるときに行うこと。
 - (5) 放射性同位元素を誤って摂取した場合又はそのおそれのある場合は、内部被ばくについても測定を行うこと。この場合は、3月(本人の申出等により学部長が妊娠の事実を知ることとなった女子については1月)を超えない期間ごとに1回行うこと。ただし、一時的に立ち入る者であって放射線業務従事者でないものは、内部被ばくが実効線量について100マイクロシーベルトを超えるおそれのないときはこの限りでない。
- 2 前項の測定結果については、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする3月間、4月1日を始期とする1年間並びに女子にあっては毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに集計し記録すること。
 - 3 前項の集計結果から実効線量及び等価線量を、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間及び4月1日を始期とする1年間並びに女子にあっては毎月1日を始期とする1月間について算定し、記録すること。
 - 4 施行規則第1条第10号及び第11号に規定する放射線業務従事者の一定期間内における実効線量限度及び放射線業務従事者の各組織の一定期間内における等価線量限度は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 平成13年4月1日以降5年ごとに区分した各期間についての実効線量が100ミリシーベルトを超えないこと。
 - (2) 4月1日を始期とする1年間についての実効線量が50ミリシーベルトを超えないこと。

- (3) 女子(妊娠する可能性がないと診断された者、妊娠の意思のない旨を学部長に書面で申し出た者及び妊娠中である女子を除く。)については、前2号に規定するほか、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間についての実効線量が5ミリシーベルトを超えないこと。
- (4) 皮膚については、4月1日を始期とする1年間についての等価線量が500ミリシーベルトを超えないこと。
- (5) 眼の水晶体については、4月1日を始期とする1年間についての等価線量が150ミリシーベルトを超えないこと。
- (6) 妊娠中である女子については、第1号及び第2号に規定するほか、本人の申出等により学部長が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき、腹部表面については等価線量が2ミリシーベルトを超えないこと、人体内部に摂取した放射性同位元素からの放射線に被ばくすること(以下「内部被ばく」という。)については実効線量が1ミリシーベルトを超えないこと。
- (7) 実効線量の算定の結果、4月1日を始期とする1年間についての実効線量が20ミリシーベルトを超えた場合は、当該1年間以降は、当該1年間を含む5年間の累積実効線量を当該期間について、毎年度集計し、次の項目を記録すること。

- ア 集計年月日
- イ 対象者の氏名
- ウ 集計した者の氏名
- エ 集計対象期間
- オ 累積実効線量

- 5 地震、火災その他の災害が起こったことにより、放射線障害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときの緊急作業に対応する放射線業務従事者(女子にあっては、妊娠する可能性がないと診断された者、妊娠の意思のない旨を学部長に書面で申し出た者に限る。)の線量は、実効線量について100ミリシーベルト、眼の水晶体の等価線量について300ミリシーベルト及び皮膚の等価線量について1シーベルトを超えないこと。
- 6 学部長は、第2項及び第3項の記録を永久に保存するとともに、記録の都度測定の対象者にその写しを交付するものとする。

第8章 教育及び訓練

(教育及び訓練)

第25条 学部長は、管理区域に立ち入る者及び放射性同位元素等の取扱い、管理又はこれに付随する業務(以下「取扱等業務」という。)に従事する者に対して、次の各号に掲げる区分に応じて放射線障害の発生を防止するために必要な教育及び訓練を行わなければならない。

- (1) 放射線業務従事者
- (2) 取扱等業務に従事する者であって、管理区域に立ち入らないもの
- (3) 前2号に規定する者以外の者

2 前項第1号及び第2号に規定する者に対する教育及び訓練の実施時期は、次のとおりとする。

- (1) 初めて管理区域に立ち入る前(前項第1号に規定する者に限る。)
- (2) 取扱等業務を開始する前(前項第2号に規定する者に限る。)
- (3) 管理区域に立ち入った後又は取扱等業務の開始後1年を超えない期間ごと

3 第1項第1号及び第2号に規定する者に対する教育及び訓練の項目及び時間数は、次のとおりとする。

- (1) 前項第1号及び第2号の場合にあっては、次の表に掲げるとおりとする。

項目	区分	時間数	
		第1項第1号に規定する者	第1項第2号に規定する者
放射線の人体に与える影響		30分以上	30分以上
放射性同位元素等又は放射線発生装置の安全取扱い		4時間以上	1時間30分以上
放射性同位元素及び放射線発生装置による放射線障害の防止に関する法令		1時間以上	30分以上
事業所の放射線障害予防規程		30分以上	30分以上

- (2) 前項第3号の場合にあっては、放射線施設において放射線障害が発生することを防止するために必要な項目及び時間数とする。

4 第1項第3号に規定する者に対する教育及び訓練は、当該者が立ち入る放射線施設において、放射線障害が発生することを防止するために必要な事項について行うものとする。

第9章 健康診断

(健康診断等)

第26条 学部長は、放射線業務従事者として新たに登録を申請する者及び放射線業務従事者に対して、次の各号に定めるところにより健康診断を実施しなければな

らない。

(1) 放射線業務従事者として新たに登録を申請する者に対しては、初めて管理区域に立ち入る前に放射線の被ばく歴の有無を問診の上、次の項目について検査及び検診を行うこと。ただし、ウの項目については、医師が必要と認める場合に限る。なお、被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容、期間、線量、放射線障害の有無その他被ばくの状態を問診すること。

ア 末しょう血液中の血色素量又はヘマトクリット値、赤血球数、白血球数及び白血球百分率の検査

イ 皮膚の検査

ウ 眼の検査

(2) 放射線業務従事者に対しては、初めて管理区域に立ち入った後、6月を超えない期間ごとに問診を行うこと。ただし、医師が必要と認める場合に限り、前号各項目について検査及び検診を行うものとする。

2 放射線業務従事者が、次の各号の一に該当するときは、直ちにその者について前項第1号に定める項目について検査又は検診を行わなければならない。

(1) 放射性同位元素を誤って吸引摂取し、又は経口摂取したとき。

(2) 放射性同位元素により表面密度限度を超えて皮膚が汚染され、その汚染を容易に除去することができないとき。

(3) 放射性同位元素により皮膚の創傷面が汚染され、又は汚染されたおそれのあるとき。

(4) 放射線業務従事者が実効線量限度又は等価線量限度を超えて被ばくし、又は被ばくしたおそれがあるとき。

3 健康診断の結果は、所定の診断簿に記録し、学部長がこれを保存するものとする。

4 学部長は、健康診断を受けた者に対し、健康診断の都度、前項の記録の写しを交付するものとする。

5 健康診断を行ったときは、電離放射線健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署に提出しなければならない。

(放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する措置)

第27条 学部長は、放射線業務従事者の勤務について、放射線障害を受け、又は放射線障害を受けたおそれのある場合には、主任者及び医師と協議の上、その程度に応じ、次の区分に従って措置するものとする。

区分	勤務措置
要観察	作業時間短縮
要注意	作業制限 就業禁止
要療養	休養

2 学部長は、前項の規定に基づき措置した結果を、直ちに学長に報告しなければならない。

第10章 記帳及び保存

(記帳及び保存)

第28条 学部長は、放射性同位元素等の使用、受入れ又は払出し、保管量、保管状況、放射線施設の点検、運搬及び廃棄等の事項を記載する帳簿並びに教育及び訓練の記録を記載する帳簿を備え、次の事項を記入しなければならない。

(1) 使用に係る記録

イ 放射性同位元素の種類及び数量

ロ 放射性同位元素の使用年月日、目的、方法及び場所

ハ 放射性同位元素の使用に従事する者の氏名

(2) 受入れ又は払出しに係る記録

イ 放射性同位元素の種類及び数量

ロ 放射性同位元素の受入れ又は払出しの年月日及びその相手方の氏名又は名称

(3) 保管に係る記録

イ 放射性同位元素の種類及び数量

ロ 放射性同位元素の保管の期間、方法及び場所

ハ 放射性同位元素の保管に従事する者の氏名

(4) 運搬に係る記録

イ 事業所外における放射性同位元素等の運搬の年月日、方法

ロ 荷受人又は荷送人の氏名又は名称及び運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称

(5) 廃棄に係る記録

イ 放射性同位元素等の種類及び数量

ロ 放射性同位元素の廃棄の年月日、方法及び場所

ハ 放射性同位元素の廃棄に従事する者の氏名

(6) 放射線施設の点検に係る記録

- イ 点検の実施年月日
- ロ 点検結果及びこれに伴う措置の内容
- ハ 点検を行った者の氏名

(7) 教育及び訓練に係る記録

- イ 教育及び訓練の実施年月日、項目
- ロ 教育及び訓練を受けた者の氏名

2 学部長は、前項の帳簿を毎年3月31日又は許可の取消しの日若しくは使用を止めた日に閉鎖し、これを5年間保存しなければならない。

第11章 危険時の措置

(盗取等の予防)

第29条 主任者及び放射性同位元素を取り扱う者は、放射性同位元素について、盗取及び所在不明が生じないように、特に注意しなければならない。

(事故の措置)

第30条 放射線施設における放射性同位元素の盗取、所在不明その他の事故(以下「事故」という。)が生じた場合その発見者は、直ちに主任者に通報し、通報を受けた主任者は、別表第4に掲げる連絡通報体制に従い直ちに通報しなければならない。

2 前項の報告を受けた学部長は、その旨直ちに学長に報告しなければならない。

(災害等による放射線障害の予防)

第31条 学部長は、地震、火災その他の災害(以下「災害」という。)による放射線障害の発生を予防するために、保安上必要な設備を設ける等の適切な措置を講じなければならない。

2 災害及び事故による放射線障害の発生を予防するために、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 放射線施設内の機器、物品等の転倒及び落下を防止するための措置について随時点検し、その適正を期すること。
- (2) 非常用設備(非常用電源、保安用品及び消火器等)を随時点検し、正常に機能することを確かめておくこと。
- (3) 2次災害を引き起こすおそれのある物品及び薬品の保管及び取扱いには特に注意し、放射線施設内への持込みは必要最小限にとどめること。
- (4) 作業を行う場合は、前各号に規定するもののほか、災害等による放射線障害の発生の予防について、あらかじめ十分配慮しておくこと。

(危険時の措置)

第32条 災害が起こったことにより、放射線障害が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、人命の尊重を優先して行動し、放射線障害の発生を予防するために、可能な限り、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 強い地震が発生した場合には、直ちに作業を中止し、放射性同位元素等による被ばく、汚染を防止するとともに、火災の発生、有毒物質の漏えい等のないよう措置を講ずること。
- (2) 放射線施設に火災が発生し、又は放射線施設に延焼するおそれがある場合には、消火又は延焼の防止に努めること。
- (3) 緊急作業を行う場合には、しゃへい具、かん子又は保護具を用いること、放射線に被ばくする時間を短くすること等により、緊急作業に従事する者の線量をできる限り少なくすること。
- (4) 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいる場合には、速やかに救出し、避難させる等緊急の措置を講ずること。
- (5) 放射性同位元素による汚染が生じた場合には、速やかに、その拡がりを防止すること。
- (6) 放射性同位元素を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じて、これを安全な場所に移すこと。

2 災害が起こったことにより、放射線障害が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、次の各号の定めるところにより措置しなければならない。

- (1) 当該事態を発見した者は、直ちに主任者及び学部長に通報すること。
- (2) 放射線安全管理者は、別表第2に掲げる点検要領に従って点検を行い、その結果を主任者を經由して学部長に報告しなければならない。
- (3) 主任者は、災害の拡大防止に努めるとともに、応急の措置を講じなければならない。
- (4) 第1号の通報を受けた学部長は、別表第4に掲げる連絡通報体制に従い直ちに通報するとともに必要に応じて警察署、労働基準監督署及び消防署に通報すること。

3 学部長は、前項各号の事態が生じた場合は、直ちに学長に報告しなければならない。

第12章 報告

(放射線管理状況報告)

第33条 学部長は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間について、放射線管理状況報告書を作成し、学長に、5月31日までに報告しなければならない。

(事故等の報告)

第34条 学部長は、次の各号の一に該当する事態が発生したときは、その状況及びそれに対する措置を直ちに学長に報告しなければならない。

- (1) 放射性同位元素の盗取又は所在不明
- (2) 放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の異状漏えい
- (3) 放射線業務従事者について実効線量限度若しくは等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばく
- (4) 前3号のほか、放射線障害が発生し、又は発生するおそれのある事態
- (5) 車両等による放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の運搬に関し、放射線障害以外の障害が発生し、又は発生するおそれのある事態

第13章 雑則

(放射性同位元素の使用等の申請)

第35条 新たに放射性同位元素及び放射線発生装置を使用しようとする場合で、法に基づく手続を行うときは、学長を通じて文部科学大臣に申請しなければならない。

2 学部長は、放射性同位元素及び放射線発生装置の使用について承認を受けた事項若しくは届け出た事項を変更しようとする場合又はこれらの使用を廃止しようとする場合で、法に基づく手続を行うときは、学長を通じて変更承認申請又は変更届等を行わなければならない。

(学外者の使用)

第36条 事業所の職員及び学生以外の者で、放射線施設の使用を希望する者は、学部長に申請し、その許可を得なければならない。

2 学部長は、前項の申請があったときは、主任者の同意を得て、放射線施設を使用する資格があると認める場合に限り、許可するものとする。

(その他)

第37条 学部長は、当該事業所の放射線障害予防規程及びその他必要な事項を定め、学長に報告しなければならない。

附 則

- 1 この規定は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規定施行の際現に放射線安全管理者又は主任者である者は、この規定により選任されたものとみなす。

附 則(平成17年3月31日平成16年度規程第93号)

この規定は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月30日平成17年度規程第93号)

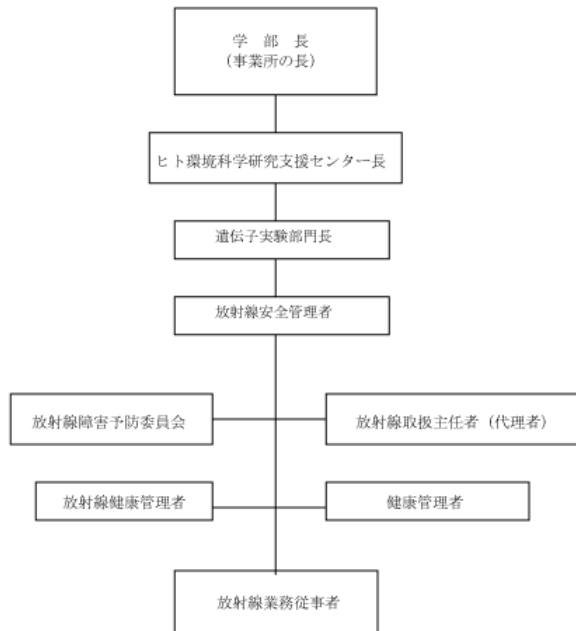
- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 学部長は、この規程による改正後の第10条の2の規定にかかわらず、この規程施行の際、現に主任者に選任されている者に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までに最初の定期講習を受けさせなければならない。

- (1) 平成7年3月31日以前に選任された主任者 平成18年3月31日
- (2) 平成7年4月1日から平成14年3月31日までの間に選任された主任者 平成19年3月31日
- (3) 平成14年4月1日以後に選任された主任者 平成20年3月31日

附 則(平成22年9月10日平成22年度規程第34号)

この規程は、平成22年9月10日から施行し、平成22年4月1日から適用する。ただし、第28条第2項の改正規定については平成21年11月1日から適用する。

別表第1(第3条関係)



別表第2(第16条, 第32条関係)
施設の点検要領

点検項目	点検の細目	実施頻度	実施責任者
1. 作業室 構造 表面材料 フード 流し 標識 注意事項	壁の亀裂・はく落, 床の破損・亀裂などの有無 床の被覆材の破れ・すき間 排気は適切に行われるか 破損・漏水の有無 「放射性同位元素使用室」標識の破損・褪色の有無 よく見えるところに掲示されているか	6月を超えない期間ごと	放射線安全管理者 放射線取扱主任者
2. 測定室 構造 表面材料 標識 注意事項 測定機器類	壁の亀裂・はく落, 床の破損・亀裂などの有無 床の被覆材の破れ・すき間 「放射性同位元素使用室」標識の破損・褪色の有無 よく見えるところに掲示されているか 正しく作動するか 測定ガスの予備は備えられているか	6月を超えない期間ごと	
3. 貯蔵室 構造 表面材料 標識 施錠 密封線源 非密封線源 しゃへい	壁の亀裂・はく落, 床の破損・亀裂などの有無 床の被覆材の破れ・すき間 「貯蔵室」標識の破損・褪色の有無 防火扉の施錠は行われているか 保管容器の異常の有無 紛失・漏えい等異常の有無 る紙を敷いたバット上に正しく分類・整理されているか 壁を隔てた漏えい線量に異常はないか	6月を超えない期間ごと	
4. 保管廃棄室 構造 表面材料 標識 廃棄容器	壁の亀裂・はく落, 床の破損・亀裂などの有無 床の被覆材の破れ・すき間 「保管廃棄設備」標識の破損・褪色の有無 破損の有無 受け皿・吸収材の適切な使用	6月を超えない期間ごと	

5. 廃液焼却室 構造 表面材料 焼却炉 排気ファン 流し 標識	壁の亀裂・はく落, 床の破損・亀裂などの有無 床の被覆材の破れ・すき間 炉の状況・汚れの有無 排気装置への連結は完全か 排気が適切に行われるか 破損・漏水の有無 「廃棄作業室」標識の破損・褪色の有無	6月を超えない期間ごと
6. 汚染検査室 構造 表面材料 流し 洗浄設備 除染機材 測定機器 更衣設備 標識	壁の亀裂・はく落, 床の破損・亀裂などの有無 床の被覆材の破れ・すき間 破損・漏水の有無 給排水は正しく行われるか 除染剤・ハンドブラシ・ペーパータオルの補充状況 ハンドフットクロスモニタは正しく作動するか 設置の状況 「汚染検査室」標識の破損・褪色の有無	6月を超えない期間ごと
7. 排水設備 構造 排水設備 標識	外観の異常の有無 貯留槽のひび割れ・漏れ 水位計・バルブ・排水ポンプは正常に作動するか 排水管に破損・漏れはないか 「排水設備」標識の破損・褪色の有無 排水管の標識は正しく取り付けられているか	6月を超えない期間ごと
8. 排気設備 構造 排気設備 標識	排気口の破損の有無 差圧計の指示値異常の有無 「排気設備」標識の破損・褪色の有無 排気管の標識は正しく取り付けられているか	6月を超えない期間ごと
9. 管理区域 境界 標識 注意事項 個人被ばく 線量計	境界柵の破損の有無 入口の鍵の破損の有無 「管理区域」標識の破損・褪色の有無 玄関の注意事項は見やすい所に掲示してあるか, 褪色はないか ポケット線量計は荷電されているか 数量の確認・紛失の有無	6月を超えない期間ごと

備考 地震が起こったことにより, 第31条に基づき点検を行う場合は, 震度4以上を目安として行うものとする。

別表第3(第23条関係)
場所の測定要領

項目	放射線施設(実験実習等施設)	
	遺伝子実験部門	
	測定場所	実施時期
放射線の量	イ. RI・P1実験室 ロ. RI・P2実験室 ハ. RI廃棄保管庫 ニ. RI貯蔵庫 ホ. 暗室 ヘ. RI測定室 ト. 汚染検査室 チ. 排水口 リ. 排気口	1か月ごと

	ヌ：管理区域境界 ル：その他事業所内において放射線取扱主任者の指定する地点	
放射性同位元素による汚染の状況の測定	(上記測定場所のうち)イ～ト及びヌ, ル	1か月ごと
	(上記測定場所のうち)チ及びリ	その都度

別表第4(第30条及び第32条関係)

